

保護者の方へ

学校感染症と診断された場合は速やかに学校へご連絡をしていただき学校を欠席して療養してください。再登校する際には、「登校開始許可証明書」を本校高校ホームページよりダウンロードし医療機関に記入してもらい、保護者欄記入の上、登校可能となり登校した日にその用紙を担任教諭に提出してください。証明書発行にかかる費用に関しては医療機関によって違います。費用が発生してしまう場合はご家庭の負担とさせていただきますので予めご承知おきください。

学校保健安全法施行規則により、下表の感染症に罹患した場合は出席停止の措置をとらせていただきます。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）

この期間は、学校内での感染拡大を防止するため、またご本人の病状が重篤化しないための重要な安静期間となります。

尚、病状、欠席期間によっては医師の意見書等を提出していただく場合があります。

インフルエンザに関しては別紙の証明書がありますのでそちらを使用してください。

学校感染症による出席停止期間一覧

感染症種別	伝染病の種類	出席停止期間
第1種学校感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス(COVID-19)	・治癒するまで
第2種学校感染症	①インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎(おたふく風邪) ⑤風疹 ⑥水痘 ⑦咽頭結膜炎 ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎	①発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで ②特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで ③解熱した後、3日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤発疹が消失するまで ⑥すべての発疹が痂皮化するまで ⑦主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧⑨病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ①～⑨ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。
第3種学校感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 (感染症名は一部抜粋)	感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど) マイコプラズマ感染症 溶蓮菌感染症 流行性角結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症	・左記の感染症は種類や各地域、学校における感染症の発生・流行状況を考慮の上で出席停止を判断する必要があるもの。例示として列挙したもので医師の指示に従うことが必要です。